

資料 2

答申案のまとめ方について

1 一般的な方法

「項目」と「盛り込むべき内容」のみを列挙する。（更に、解説を加えるケースもある。）

（例）

第 1 章 総 則

第 1 章では、本条例全体を通しての総則的規定として、「目的」、「用語の定義」、「条例の位置づけ」、「基本理念」、「自治の基本原則」を規定します。

『目 的』

趣 旨

条例の制定の目的を明らかにする規定です。

盛り込むべき内容

この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

2 議論の過程がわかるようにまとめる方法

「項目」、「盛り込むべき内容」及び「主な論点とその結論」を列挙する。

（例）

『目 的』

趣 旨

条例の制定の目的を明らかにする規定です。

主な論点とその結論

ここでは、市民の権利を明示すべき、市長等（市長その他の執行機関等）の他、職員も規定すべきではないかとの意見もありましたが、検討の結果、市民の権利の明示、行政については市長その他の執行機関等（市長等）を掲げるものとし、職員についてはその補助機関であることから、明示しないことといたしました。

盛り込むべき内容

この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。